



# 佐賀県公報

平成17年  
9月2日  
(金曜日)  
第12651号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

## 目次

### 告示

- ◎佐賀県福祉のまちづくり条例施行規則第五条第三項第二号の規定による優良施設適合証の交付に関する基準及び優良施設適合証の交付請求書に添付する整備項目表並びに同規則第五条第四項の規定による適合証の様式の一部改正 (四六五・地域福祉課) 一
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止 (四六六・長寿社会課) 三五
- 建設業の許可の取消処分 (建設・技術課) 三五
- 土地改良区役員の退任届 (農地整備課) 三六
- 県営船田地区土地改良事業計画変更決定 ( ) 三六
- 選挙管理委員会事項 (選挙管理委員会) 三五
- 選挙管理委員会の招集 (告示・五五) 三六

## ○告示

### ◎佐賀県告示第四百六十五号

佐賀県福祉のまちづくり条例施行規則第五条第三項第二号の規定による優良施設適合証の交付に関する基準及び優良施設適合証の交付請求書に添付する整備項目表並びに同規則第五条第四項の規定による適合証の様式(平成十一年佐賀県告示第九十九号)の一部を次のように改正する。

平成十七年九月二日

佐賀県知事 古川 康

本文中「優良施設適合証」を「ユニバーサルデザイン施設適合証」に、「優良施設整備基準」を「ユニバーサルデザイン施設整備基準」に、「優良施設整

備項目表」を「ユニバーサルデザイン施設整備項目表」に改める。

一 中「優良施設整備基準」を「ユニバーサルデザイン施設整備基準」に改める。

二 中「優良施設整備項目表」を「ユニバーサルデザイン施設整備項目表」に改める。

三の(二)中「優良施設適合証」を「ユニバーサルデザイン施設適合証」に改め、

三の(二)のイ中「」を「」に改める。

別表を次のように改める。

## 別表

## ユニバーサルデザイン施設整備基準

佐賀県福祉のまちづくり条例施行規則第4条第1項に規定する整備基準を満たし、かつ、次の基準を満たすこと。  
第1 建築物に関するユニバーサルデザイン施設整備基準

公 共 的 部 分	ユニバーサルデザイン施設整備基準
1 出入口	<p>直接地上へ通ずる出入口及び駐車場へ通ずる出入口並びに多数の者の利用に供する各室(4の項(1)に規定する公共的施設以外の公共的施設の直接地上へ通ずる出入口がない階に設けられるものを除く。2の項において同じ。)の出入口は、次に定める構造とすること。ただし、当該構造の出入口に近接した位置に設けられる出入口については、この限りでない。</p> <p>ア 幅は、内法を90センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 1以上の直接地上へ通ずる出入口の幅は、内法を120センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ 戸を設ける場合は、次に定める構造とすること。</p> <p>(ア) 幅を内法で120センチメートル以上とする直接地上へ通ずる出入口のうち1以上の出入口は、人を感知(管理上支障がある場合を除く。)し、自動的に開閉する構造とすること。</p> <p>(イ) その他の出入口は、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>(ウ) 各室の出入口の戸は、開閉により当該戸の一部が廊下その他これに類するもの(以下「廊下等」という。)の当該戸がある側の壁面線を越えない構造とすること。ただし、当該構造の出入口に近接した位置に設けられる同一の室の出入口については、この限りでない。</p> <p>エ 透明なガラス戸等には、衝突防止のための表示をし、又は衝突防止用手すり等を設けること。</p> <p>オ 車寄せにはひさし、雨よけ等を設けること。</p> <p>カ 電気等のスイッチは、ワイド版等操作しやすいものを使用すること。</p>
2 廊下等	<p>(1) 表面は、滑りにくく、つまずきにくい仕上げとすること。</p> <p>(2) 段を設ける場合においては、当該段は、3の項のアからエまでに定める構造に準じたものとする。</p> <p>(3) 直接地上へ通ずる1の項に定める構造の各出入口又は駐車場へ通ずる1の項に定める構造の各出入口から多数の者の利用に供する室の1の項に定める構造の各出入口(共同住宅等の場合にあつては、直接地上へ通ずる1の項に定める構造の各出入口がある階に設けられる各住戸(寄宿舍及び下宿にあつては、各部屋)の出入口)に至る経路においては、廊下等を次に定める構造とすること。この場合において、4の項(2)に定める構造のエレベーターが設置される場合は、当該経路は当該エレベーターの昇降路を含むものとする。</p> <p>ア 幅は、内法を180センチメートル(廊下等の末端の付近及び区間50メートル以内ごとに二人の車いす使用者がすれ違うことができる構造の部分)を設ける場合にあつては、140センチメートル)以上とすること。</p> <p>イ 高低差がある場合においては、(4)に定める構造の傾斜路及びその踊場又は車いす使用者用特殊構造昇降機を設けること。</p> <p>ウ 壁面には、原則として突出物を設けないこと。やむを得ず突出物を設ける場合においては、視覚障害者の通行の安全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。</p> <p>エ 公共的施設を利用する者の休憩の用に供するための設備を適切な位置に設けること。</p> <p>(4) 廊下等に設けられる傾斜路及びその踊場は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 幅は、内法を150センチメートル(段を併設する場合にあつては、120センチメートル)以上とすること。</p> <p>イ こう配は、12分の1を超えないこと。</p> <p>ウ 傾斜路が同一平面で交差し、又は接続する場合においては、当該交差又は接続する部分に踏幅150センチメートル以上の踊場を設けること。</p> <p>エ 高さが16センチメートルを超える傾斜路には、両側に形状、位置及び材質に配慮した手すりを設けること。</p> <p>(5) 電気等のスイッチは、ワイド版等操作しやすいものを使用すること。</p>

<p>3 階段（その踊場を含む。以下同じ。）</p>	<p>多数の者の利用に供し、かつ、直接地上へ通ずる出入口がない階に通ずる階段は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 幅は、内法を150センチメートル以上とすること。</p> <p>イ けあげの寸法は、16センチメートル以下とすること。</p> <p>ウ 踏面の寸法は、30センチメートル以上とすること。</p> <p>エ 両側に形状、位置及び材質に配慮した手すりを設けること。</p> <p>オ 視覚障害者を誘導する手すりの端部には、現在位置及び上下階の情報等を点字で表示すること。</p> <p>カ 高齢者、障害者又は子どもの利用が多い施設は、手すりを2段とすること。</p> <p>キ 十分な明るさを確保すること。</p> <p>ク 階段室型の階段においては、階段室に車いす等の避難スペースを確保すること。</p>
<p>4 昇降機</p>	<p>(1) 多数の者の利用に供し、かつ、直接地上へ通ずる出入口がない階を有する公共施設（教育訓練施設のうち学校（養護学校を除く。）及び共同住宅等を除く。）には、かごが当該階（専ら駐車場の用に供する階にあっては、当該駐車場に車いす使用者用駐車施設が設けられている階に限る。）に停止するエレベーターを設けること。</p> <p>(2) (1)に規定するエレベーターのうち1以上のものは、規則別表第2の第1の表の4の項(2)のイからキまで、ケ、コ、シ、ス及び次に定める構造とし、かつ、当該エレベーターを主たる廊下等に近接した位置に設けること。</p> <p>ア かごの床面積は、2.09平方メートル以上とすること。</p> <p>イ かご及び昇降路の出入口の幅は、それぞれ内法を90センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ 乗降ロビーの幅及び奥行きは、それぞれ内法を180センチメートル以上とすること。</p> <p>エ かご及び乗降ロビーの操作盤のボタンは押しボタン式とし、音及び光でボタンを押したことを確認することができる装置を設けること。</p> <p>オ かごには、光電安全装置を設けること。</p> <p>カ かごのうち停電時等管制運転を備えたものにあつては、管制運転時に音声及び文字で知らせる装置を設けること。</p> <p>キ 乗降ロビーには、注意喚起用床材を乗場ボタン側に寄せて敷設すること。</p> <p>(3) (1)に規定するエレベーターのうち(2)に定める構造のエレベーター以外のものは、規則別表第2の第1の表の4の項(2)のアからウまで、ク及びサに規定する構造とすること。</p>
<p>5 便所</p>	<p>(1) 多数の者の利用に供する便所を設ける階（専ら駐車場の用に供される階にあっては、当該駐車場に車いす使用者用駐車施設が設けられている階に限る。）には、次に定める基準に適合する便所を設けること。</p> <p>ア 当該階に設けられる多機能便房の数は、当該階に設けられる便房の総数が200以下の場合にあっては、その総数に50分の1を乗じて得た数以上とし、当該階に設けられる便房の総数が200を超える場合にあっては、その総数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上とすること。</p> <p>イ 洗面器には、大きな鏡を設けること。</p> <p>(2) 多機能便房は、次に定める基準に適合するものとする。</p> <p>ア 多機能便房の出入口の付近に、高齢者、妊産婦、乳幼児連れの人、オストメイト（人工肛門又は人工膀胱の造設者をいう。以下同じ。）等車いす使用者以外の人でも利用できる旨を表示したピクトサイン（絵及び図柄で表現された標示板をいう。）を設けること。</p> <p>イ ベビーベッドを設けること。ただし、教育訓練施設のうち学校及び共同住宅等の場合においては、この限りでない。</p> <p>ウ 非常ボタン（点字により表示し、かつ、音及び光でボタンを押したことを確認することができる機能を有するものに限る。）を適切な位置に設けること。</p> <p>エ 便器洗浄ボタンは、操作が容易なものとする。</p> <p>オ 紙巻器は片手で紙を切ることができる等操作が容易なものとする。</p> <p>カ 背もたれを設けること。</p> <p>キ オストメイト対応設備を設けること。</p> <p>ク 非常用照明を設けること。</p> <p>(3) 多機能便房のうち、1以上の便房は男女共用とすること。</p>

	<p>(4) 多数の者の利用に供する便所を設ける場合においては、次に定める基準に適合するものとする。</p> <p>ア 多機能便房のない便所には、男子用及び女子用のそれぞれの便所に1以上の次に定める基準に適合する簡易型多機能便房を設けること。</p> <p>イ 小型の手動車いす又はベビーカーと一緒に利用可能なスペース（正面から入る場合は奥行190センチメートル、幅90センチメートル及び出入口の幅80センチメートル程度、側面から入る場合は奥行220センチメートル、幅90センチメートル及び出入口の幅90センチメートル程度）を確保すること。</p> <p>ロ 腰掛け式便器、手すり及び操作しやすい便器洗浄ボタンを設けること。</p> <p>ハ 出入口の段差を解消すること。</p> <p>ニ 便房の出入口の幅は、内法<sup>のり</sup>を75センチメートル以上とすること。</p> <p>ヒ 便房の出入口の戸は、開き戸の場合においては、外開きとすること。</p> <p>ヘ 便房には手荷物棚等を設けること。</p> <p>ホ 便房には洋服掛けフックを高さ<sup>のり</sup>に配慮して設けること。</p> <p>ヘ 便房には汚物入れを設けること。</p> <p>キ 出入口の付近に男性用と女性用の区別を見やすい方法で表示するとともに、男性用と女性用の区別及び構造を視覚障害者が分かりやすい位置に、点字による案内板等で表示すること。</p> <p>ク 必要に応じて、幼児等に配慮した高さの洗面器を設けること。</p> <p>ケ 必要に応じて、便房内及び洗面器の付近にベビーチェア又はベビーベッドを設けること。</p> <p>コ 便器の数は原則として男女比を4対6とすること。</p> <p>サ 便房が使用中であるか否かを分かりやすく表示することができる構造であること。</p>
6 駐車場（機械式駐車場を除く。）	<p>(1) 車いす使用者用駐車施設の数、駐車場の全駐車台数が200以下の場合にあっては当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上とし、全駐車台数が200を超える場合にあっては当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上とすること。</p> <p>(2) 車いす使用者用駐車施設へ通ずる出入口から車いす使用者用駐車施設に至る駐車場の通路は、7の項の(1)、(2)のアからウまで及び(3)に定める構造とし、かつ、当該出入口から車いす使用者用駐車施設の乗降スペースまでの間に雨よけを設けること。</p> <p>(3) ベビーカー又は荷物の出し入れ等に支障のないよう十分な幅を確保した駐車区画を設けること。</p> <p>(4) 駐車場の案内標識には、車いす使用者用駐車施設の位置を表示すること。</p> <p>(5) 車いす使用者用駐車施設の乗降スペースには雨よけを設けること。</p>
7 敷地内の通路	<p>(1) 段を設ける場合においては、当該段は、3の項のアからエまでに定める構造に準じたものとする。</p> <p>(2) 直接地上へ通ずる1の項に定める構造の各出入口から道等又は車いす使用者用駐車施設に至る敷地内の通路は、次に定める構造とすること。ただし、地形の特殊性により当該構造とすることが著しく困難であり、かつ、直接地上へ通ずる1の項に定める構造の出入口の前面に車寄せを設ける場合においては、当該出入口から車寄せ又は車いす使用者用駐車施設に至る敷地内の通路を次に定める構造とすること。</p> <p>ア 表面は、滑りにくく、つまずきにくい仕上げとすること。</p> <p>イ 幅員は、180センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ 高低差がある場合においては、(3)に定める構造の傾斜路及びその踊場又は車いす使用者用特殊構造昇降機を設けること。ただし、3メートル以上の高低差がある場合においては、車いす使用者用特殊構造昇降機を設けること。</p> <p>エ 当該出入口から車いす使用者用駐車施設までの間の敷地内の通路には雨よけを設けること。</p> <p>(3) 敷地内の通路に設けられる傾斜路及びその踊場は、2の項の(4)のア、ウ及びエに定める構造とし、かつ、傾斜路のこう配は15分の1を超えないこと。</p> <p>(4) 敷地内の通路に高さ16センチメートルを超える傾斜路を設ける場合にあっては、段を併設すること。</p>

	(5) 敷地内には、駐輪等のためのスペースを確保すること。ただし、付近に公共的な駐輪スペースが設置されている場合及び前面道路が通常歩行者専用道路の場合等については、この限りでない。
8 観覧席及び客席	(1) 車いす使用者用の席は、見る位置等に配慮するとともに、次に定める構造とすること。 ア 車いす使用者用の席に近接した位置に介護者用の席を設けること。 イ 車いす使用者用の席の前面には、転落防止用の立ち上がりを設けること。 (2) 固定式の観覧席又は客席を設ける場合においては、席と席との間隔に配慮すること。
9 客室	(1) 宿泊施設には、規則別表第2の第1の表の9の項及び次に定める構造の客室を1以上設けること。 ア 非常用通報装置を設置し、かつ、点字で表示すること。 イ 音及び光等で知らせる非常警報装置を設けること。 ウ 電気等のスイッチは、ワイド版等操作しやすいものとする。 (2) (1)に定める構造の客室には、5の項の(1)のイ並びに(2)のエ、オ、カ及びクに定める基準に適合する便所を設けること。ただし、当該宿泊施設に多数の者の利用に供する5の項の(1)及び(2)に定める基準に適合する便所が設けられている場合においては、この限りでない。 (3) (1)に定める構造の客室には、次に定める基準に適合する浴室を設けること。ただし、当該宿泊施設に多数の者の利用に供する10の項に定める基準に適合する浴室が設けられている場合においては、この限りでない。 ア 床には、車いす使用者が利用する際に支障となる段を設けないこと。 イ 水栓器具に冷温水区分等を点字で表示すること。
10 浴室	多数の者の利用に供する浴室を設ける場合においては、次に定める基準に適合する浴室を1以上(男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上)設けること。 ア 非常ボタンを設けること。 イ 1以上の水栓器具には、冷温水区分等を点字で表示すること。
11 更衣室及びシャワー室	多数の者の利用に供する更衣室又はシャワー室を設ける場合においては、次に定める基準に適合する更衣室又はシャワー室を1以上(男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上)設けること。 ア 非常ボタンを設けること。 イ 1以上の水栓器具には、冷温水区分等を点字で表示すること。
12 授乳場所及び遊び場	(1) 多数の者の利用に供し、かつ、長時間滞在する施設には、次に定める構造の授乳場所を設けること。 ア ベビーベッド及びいすを設けること。 イ 湯沸器、流し台及びごみ箱を設けること。 ウ 廊下等からの視線を遮るついで等 <sup>の1)</sup> を設けること。 (2) 必要に応じて、多数の者の利用に供し、かつ、ある程度長時間滞在する施設には、子どもの遊び場を設けること。
13 改札口及びレジ通路	改札口又はレジ通路を設ける場合においては、1以上の改札口又はレジ通路の幅は、内法を90センチメートル以上とすること。
14 券売機等	公共交通機関の施設及び飲食店等に券売機等を設ける場合においては、規則別表第2の第1の表の15の項に定める基準に適合する券売機等を1以上設けること。
15 カウンター及び記載台	(1) 多数の者が書面の記載又は面談(短時間で終了するものを除く。)を行うために利用するカウンター又は記載台を設ける場合においては、次に定める基準に適合するものとする。 ア 前面には車いす使用者が円滑にカウンター又は記載台を利用することができるよう十分な水平面を確保すること。 イ 十分な明るさを確保すること。 (2) 呼び出しを行う窓口等では、電光表示等を設置し、聴覚障害者に配慮すること。

16 案内標示	<p>(1) 案内板又は標示板を設ける場合においては、次に定める基準に適合するものとする。</p> <p>ア 誘導・位置・案内・規制の4種のサイン類を適所に配置すること。</p> <p>イ 必要に応じて、子ども、外国人等が見やすく、かつ、理解しやすいものとする。</p> <p>(2) 主要な案内板は、次に定める基準に適合するものとする。</p> <p>ア インターホンの設置、点字による表示等視覚障害者の円滑な利用に配慮した構造とすること。</p> <p>イ 前面には、立ち止まって見ることができると十分な水平面を確保すること。</p>
17 緊急時の設備	<p>(1) 自動火災報知設備を設ける場合においては、必要に応じて、誘導音装置付き誘導灯、光走行型誘導灯等を設けること。</p> <p>(2) 非常口扉及び防火戸のくぐり戸を設ける場合においては、次に定める基準に適合するものとする。</p> <p>ア 幅は、内法を80センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 車いす使用者等が容易に開けることができるものとする。</p> <p>ウ 車いす使用者等の通行の支障となる下枠及び段を設けないこと。</p>

## 第2 建築物以外の公共交通機関の施設に関するユニバーサルデザイン施設整備基準

公 共 的 部 分	ユニバーサルデザイン施設整備基準
1 改札口	改札口を設ける場合においては、第1の表の13の項に定める構造の改札口を1以上設けること。
2 通路その他これに類するもの(以下「通路等」という。)	<p>(1) 第1の表の13の項に定める構造の改札口又は1の項に定める構造の改札口から各乗降場に至る経路のうち、それぞれ1以上の経路においては、第1の表の2の項の(1)及び次に定める構造とすること。この場合において、4の項に定める構造のエレベーターが設置されるときは、当該1以上の経路は当該エレベーターの昇降路を含むものとする。</p> <p>ア 通路等の幅員は、180センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 段を設ける場合においては、第1の表の3の項のエに定める構造とすること。</p> <p>ウ こう配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超える傾斜路には、両側に形状、位置及び材質に配慮した手すりを設けること。</p> <p>(2) 傾斜路及び車寄せ等の他の交通機関への乗り換え部分には、ひさし、雨よけ等を設けること。</p>
3 階段	多数の者の利用に供する階段は、第1の表の3の項に定める構造に準じたものとする。
4 昇降機	2の項に定める経路において、傾斜路等により解消できない段差がある場合においては、第1の表の4の項(2)に定める構造のエレベーターを設置すること。
5 便所	規則別表第2の第1の表の13の項に定める構造の改札口又は規則別表第2の第2の表の1の項に定める構造の改札口若しくは1の項に定める構造の改札口から乗降場に至る経路又は乗降場に多数の者の利用に供する便所を設ける場合には、第1の表の5の項の(1)のイ、(2)、(3)及び(4)に定める基準に適合するものとし、かつ、当該経路又は乗降場に設けられる多機能便房の数は、当該経路又は乗降場に設けられる便房の総数が200以下の場合にあっては、その総数に50分の1を乗じて得た数以上とし、当該経路又は乗降場に設けられる便房の総数が200を超える場合にあっては、その総数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上とすること。
6 案内標示	<p>(1) 案内板又は標示板を設ける場合においては、第1の表の16の項の(1)に定める基準に適合するものとする。</p> <p>(2) 主要な案内板は、第1の表の16の項の(2)に定める基準に適合するものとする。</p>

## 第3 道路に関するユニバーサルデザイン施設整備基準

公 共 的 部 分	ユニバーサルデザイン施設整備基準
歩道その他これに類するもの(以下「歩道等」という。)	<p>(1) 歩道を設ける場合においては、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 横断こう配は、1パーセント以下とすること。</p> <p>イ 歩車道境界の段差は、視覚障害者の識別性を確保し解消すること。</p>

- ウ 歩道に傾斜を生じさせる場合は、150センチメートル以上の水平部分を設けること。
- (2) 歩道等に誘導用床材を敷設する場合には、必要に応じて啓発用床材を設けること。
- (3) 横断歩道橋、地下横断歩道の階段及び傾斜路に設ける視覚障害者を誘導する手すりの端部には、現在位置の情報等を点字表示すること。
- (4) 電柱、標識等の路上施設を設ける場合には、有効幅員を狭めない構造とすること。

## 第4 公園等に関するユニバーサルデザイン施設整備基準

公 共 的 部 分	ユニバーサルデザイン施設整備基準
1 園路	<p>主要な園路のうち、1以上の園路は、規則別表第2の第4の表の2の項の(1)、(3)から(6)まで、(7)のア、ウ、エ、(8)及び次に定める構造とすること。</p> <p>ア 幅員は、180センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 階段を設ける場合には、第1の表の3の項のエに定める構造とすること。</p> <p>ウ 傾斜路を設ける場合には、第1の表の2の項の(4)のエ及び規則別表第2の第1の表の2の項の(5)のオに定める構造とすること。</p> <p>エ 高さ16センチメートルを超える傾斜路を設ける場合にあっては、段を併設すること。</p> <p>オ 出入口、車止め及び傾斜路に接する部分には、150センチメートル以上の水平部分を設けること。</p> <p>カ 傾斜路、階段の上端に近接する園路及び踊場の部分には、注意喚起用床材を敷設すること（傾斜路のこう配が20分の1を超えないもの又は傾斜路の高さが16センチメートル以下でこう配が12分の1を超えないものを除く。）。</p>
2 便所	<p>(1) 多数の者の利用に供する便所を設ける場合は、第1の表の5の項の(4)のアからケまで及びサに定める構造とすること。</p> <p>(2) (1)に規定する便所のうち、1以上の便所は、第1の表の5の項の(1)のイ、(2)及び(3)に定める構造とすること。</p>
3 駐車場（機械式駐車場を除く。）	<p>(1) 車いす使用者用駐車施設の数、第1の表の6の項に定める数とすること。</p> <p>(2) 駐車場は、第1の表の6の項の(4)に定める基準に適合するものとすること。</p>
4 案内標示等	案内板又は標示板は、第1の表の16の項の(1)及び(2)のイ並びに規則別表第2の第1の表の17の項の(2)に定める基準に適合するものとすること。

## 第5 建築物以外の路外駐車場に関するユニバーサルデザイン施設整備基準

公 共 的 部 分	ユニバーサルデザイン施設整備基準
1 出入口	1以上の出入口は、第1の表の1の項のアに定める構造とすること。
2 車いす使用者用駐車施設	<p>(1) 車いす使用者用駐車施設の数、第1の表の6の項に定める数とすること。</p> <p>(2) 駐車場は、第1の表の6の項の(4)に定める基準に適合するものとすること。</p>
3 駐車場内の通路	1の項に定める構造の出入口から車いす使用者用駐車施設に至る駐車場内の通路は、第1の表の7の項(1)、(2)のアからウまで及び(3)に定める構造とすること。

様式第一から第四までを次のように改める。



## 様式第1

(日本工業規格A4縦型)

## ユニバーサルデザイン施設整備項目表(建築物)

建築物の棟の名称	用途				
1 出入口					
ユニバーサルデザイン施設整備基準			内 容	適合	※
直接地上へ通ずる出入口の構造	幅は内法 <sup>㉔</sup> 90cm以上		幅 cm		
	自動又は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造の戸		自動・引戸・( )		
	段差の解消				
1以上の出入口の構造	幅は内法 <sup>㉔</sup> 120cm以上		幅 cm		
	うち1以上の出入口は感知式の自動ドア(注1)				
駐車場へ通ずる出入口の構造	幅は内法 <sup>㉔</sup> 90cm以上		幅 cm		
	自動又は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造の戸		自動・引戸・( )		
	段差の解消				
多数の者が利用する各室の出入口の構造(注2)	幅は内法 <sup>㉔</sup> 90cm以上		幅 cm		
	自動又は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造の戸		自動・引戸・( )		
	開閉により戸の一部が廊下等の壁面線を超えない構造				
段差の解消					
透明なガラス戸等には衝突防止のための表示や衝突防止用手すり等を設置					
車寄せにはひさし、雨よけ等を設置					
電気等のスイッチは、ワイド版等操作しやすいものとする					

(注1) 管理上支障がある場合は感知式ではない自動ドアとする。

(注2) 昇降機の設置義務のない建物の直接地上へ通ずる階以外の部分にあるものを除く。

## 2 廊下等

ユニバーサルデザイン施設整備基準			内 容	適合	※
表面の仕様(滑りにくく、つまずきにくい仕上げ)			仕上げ		
段の仕様	幅は内法 <sup>㉔</sup> 150cm以上		幅 cm		
	けあげ寸法16cm以下、踏面寸法30cm以上		けあげ cm・踏面 cm		
	両側に形状、位置及び材質に配慮した手すりの設置				
	回り段の禁止				
	表面の仕様(滑りにくい仕上げ)		仕上げ		
	踏面、けあげの仕様(識別しやすく、つまずきにくい構造)		色・明度・( )		
段の上端に近接する床の部分に注意喚起用床材の敷設(注3)					
多数の者が利用する室の1の項に定める構造の出入口に至る廊下(注4)	直接地上へ通ずる出入口からの廊下の構造	幅は内法 <sup>㉔</sup> 180cm(下記のスペースが確保される場合140cm)以上	幅 cm		
		末端部分及び50m以内ごとに車いす転回用スペースの確保	縦 cm×横 cm		
		高低差がある場合は傾斜路又は車いす使用者用特殊構造昇降機の設置	傾斜路・昇降機		
		出入口等に接する部分は水平とする			
		壁面には、突出物を設けないか設ける場合は視覚障害者の安全上の措置			
		利用者の休憩用の設備の設置			
	駐車場へ通ずる出入口からの廊下の構造	幅は内法 <sup>㉔</sup> 180cm(下記のスペースが確保される場合140cm)以上	幅 cm		
		末端部分及び50m以内ごとに車いす転回用スペースの確保	縦 cm×横 cm		
		高低差がある場合は傾斜路又は車いす使用者用特殊構造昇降機の設置	傾斜路・昇降機		
		出入口等に接する部分は水平とする			
		壁面には、突出物を設けないか設ける場合は視覚障害者の安全上の措置			
		利用者の休憩用の設備の設置			
戸を設ける場合は自動又は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造の戸とし、その前後に高低差をつけない		自動・引戸・( )			

出入口から情報提供場所に至る廊下等に誘導用床材の敷設、音声誘導装置等の設置又は常時勤務者による誘導 (注3)		誘導用床材・常時勤務者・音声誘導装置等		
傾斜路の構造	幅は内法150cm (段併設の場合120cm) 以上	幅 cm		
	こう配は1/12以下	こう配 1/		
	高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置	高さ cmごと幅 cm		
	同一平面で交差し、又は接続する場合、踏幅150cm以上の踊場の設置	踏幅 cm		
	両側に形状、位置及び材質に配慮した手すりの設置 (注5)			
	縁端部は転落を防止する構造			
	表面の仕様 (滑りにくい仕上げ)	仕上げ		
	傾斜路の仕様 (踊場、廊下等と識別しやすい構造)	色・明度・( )		
傾斜路の上端に近接する床の部分に注意喚起用床材の敷設 (注3、5、6)		廊下・踊場		
電気等のスイッチは、ワイド版等操作しやすいものとする				

(注3) 車庫施設、教育訓練施設及び共同住宅等の場合を除く。

(注4) 4の項の昇降機が設置される場合は、それぞれ1以上の経路にその昇降路を含むこと。また、共同住宅等の場合は、直接地上へ通ずる出入口がある階の各住戸(寄宿舍又は下宿の場合、部屋)の出入口に至る廊下等に限る。昇降機の設置義務のない建物の場合は、直接地上へ通ずる階以外の部分にあるものを除く。

(注5) 高さが16センチメートル以下の場合を除く。

(注6) こう配が20分の1以下の場合を除く。

3 階 段 (注7)

ユニバーサルデザイン施設整備基準		内 容	適合	※
多数の者の利用に供し、かつ、直接地上へ通ずる出入口がない階に通ずる階段	幅は内法150cm以上	幅 cm		
	けあげ寸法16cm以下、踏面寸法30cm以上	けあげ cm・踏面 cm		
	両側に形状、位置及び材質に配慮した手すりの設置			
	視覚障害者を誘導する手すりの端部には点字表示			
	高齢者、障害者又は子どもの利用が多い施設は手すりを2段にする			
	主たる階段は回り段の禁止			
	表面の仕様 (滑りにくい仕上げ)	仕上げ		
	踏面、けあげの仕様 (識別しやすく、つまずきにくい構造)	色・明度・( )		
	十分な明るさを確保			
	階段の上端に近接する床の部分に注意喚起用床材の敷設 (注8)	廊下・踊場		
階段室に車いす等の避難スペースの確保				

(注7) 階段の踊場を含む。

(注8) 車庫施設、教育訓練施設及び共同住宅等の場合を除く。

4 昇 降 機

ユニバーサルデザイン施設整備基準		内 容	適合	※
多数の者の利用に供し、かつ、直接地上へ通ずる出入口がない階を有する公共的施設へのエレベーターの設置 (注9)		基		
エレベーターの構造	かごの構造	床面積は1.83㎡以上	床面積 ㎡	
		奥行きは内法135cm以上	奥行き cm	
		車いすの転回に支障がない平面形状		
	乗降ロビー	乗降ロビーの幅及び奥行きは内法150cm以上	幅 cm奥行き cm	
主たる廊下等に近接した位置に設置				
かごの構造	かごの構造	床面積は2.09㎡以上	床面積 ㎡	
		停止予定階及び現在位置を表示する装置の設置		
		到着階及び出入口の戸の閉鎖を知らせる音声装置の設置		
		手すりの設置		
		車いす使用者がかご内の状況を確認できる鏡の設置		
		出入口の幅は内法90cm以上	幅 cm	
車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置の設置				

1以上のエレベーターの構造	視覚障害者が円滑に操作できる上記以外の制御装置の設置				
	操作盤のボタンは押しボタン式				
	音及び光でボタンを押したことが分かる装置の設置				
	光電安全装置の設置				
	停電時等管制運転を備えたものは、管制運転時に音声及び文字で知らせる装置の設置				
	乗降ロビーの構造	車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置の設置			
		視覚障害者が円滑に操作できる上記以外の制御装置の設置			
		乗降ロビーの幅及び奥行きは内法180cm以上	幅 cm	奥行き cm	
到着するかごの昇降方向を知らせる音声装置の設置 (注10)					
到着するかごの昇降方向を表示する装置の設置					
操作盤のボタンは押しボタン式					
音及び光でボタンを押したことが分かる装置の設置					
出入口部分の床には注意喚起用床材を乗場ボタン側に寄せて敷設					

(注9) 教育訓練施設のうち養護学校以外の学校及び共同住宅等の場合を除く。

(注10) かが内、かが及び昇降路の出入口の戸が開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合を除く。

5 便 所 (注11)

ユニバーサルデザイン施設整備基準		内 容		適合	※	
多機能便房の数は当該階に設けられる便房総数の1/50以上(総数200を超える場合は総数の1/100+2以上)		階の便房総数( )×1/50(又は1/100+2)=( ) 階の多機能便房の数=( )				
床の表面の仕様(滑りにくい仕上げ)		仕上げ				
多機能便房のある便所の構造	多機能便房が設けられる便所 (注12)	男子用便所 有・無	女子用便所 有・無 男女共用便所 有・無			
	多機能便房の設置	か所	か所			
	1以上の男女共用の多機能便房の設置		か所			
	多機能便房の構造	車いす使用者が円滑に利用できる十分な床面積	幅 cm奥行き cm	幅 cm奥行き cm		
		腰掛便座の適切な配置	適合・不適合	適合・不適合		
		手すり等の適切な配置	適合・不適合	適合・不適合		
		出入口の幅は内法80cm以上	幅 cm	幅 cm		
		車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造の戸	自動・引戸・( )	自動・引戸・( )		
		出入口付近に、高齢者、妊産婦、乳幼児連れの人、オストメイト等車いす以外の人も利用できる旨を表示したピクトサインの設置	適合・不適合	適合・不適合		
		ベビーベッドの設置 (注13)	適合・不適合	適合・不適合		
		非常ボタン(点字により表示し、かつ、音、光等で押した確認ができる機能付き)を適切な位置に設置	適合・不適合	適合・不適合		
		操作が容易な便器洗浄ボタンの設置	適合・不適合	適合・不適合		
		片手で切れる等操作が容易な紙巻器の設置	適合・不適合	適合・不適合		
		背もたれの設置	適合・不適合	適合・不適合		
		オストメイト対応設備の設置	適合・不適合	適合・不適合		
非常用照明の設置	適合・不適合	適合・不適合				
段差の解消		適合・不適合	適合・不適合			
出入口付近に見やすい方法で多機能便房がある旨を表示		適合・不適合	適合・不適合			
1以上の洗面器の構造	車いす使用者が利用しやすい高さ及び下部空間の確保	適合・不適合	適合・不適合			
	洗面器の周囲に手すりの設置 (注14)	適合・不適合	適合・不適合			
	操作が容易な水栓器具の設置	適合・不適合	適合・不適合			
	大きな鏡の設置	適合・不適合	適合・不適合			

男子用及び女子用便所にそれぞれ1以上の簡易型多機能便房を設置(注15)	適合・不適合	適合・不適合		
便房の出入口の幅は内法75cm以上				
便房の出入口の戸は、開き戸の場合には外開き				
便房には手荷物棚等を設置				
便房には洋服掛けフックを高さに配慮して設置				
便房には汚物入れを設置				
出入口付近に見やすい方法で男女別及び構造を視覚障害者がわかりやすい位置に点字による案内板等で表示				
必要に応じ幼児等に配慮した高さの洗面器を設置				
必要に応じ便房内、洗面器付近にベビーチェア又はベビーベッドを設置				
便器の数は原則として男女比を4:6とする				
便房が使用中であるか否かを分かりやすく表示				
男子用小便器を設ける場合は1以上の床置き小便器その他これに類する小便器の設置				

(注11) 多数の者が利用する便所を設ける場合のみ。

(注12) 男子用及び女子用の区分があるときはそれぞれ1以上設ける。

(注13) 教育訓練施設のうち学校及び共同住宅等の場合を除く。

(注14) 側面に壁等があり安定した姿勢を確保することができる場合又は寄り掛かることができる構造の洗面器の場合を除く。

(注15) 簡易型多機能便房は、次の機能を有すること。ただし、多機能便房を設置した場合を除く。

(ア) 小型の手動車いす又はベビーカーと一緒に利用可能なスペース(正面から入る場合は奥行190センチメートル、幅90センチメートル及び出入口の幅80センチメートル程度、側面から入る場合は奥行220センチメートル、幅90センチメートル及び出入口の幅90センチメートル程度)を確保すること。

(イ) 腰掛け式便器、手すり及び操作しやすい便器洗浄ボタンを設けること。

(ウ) 出入口の段差を解消すること。

6 駐車場(注16)

ユニバーサルデザイン施設整備基準		内容	適合	※
車いす使用者用駐車施設の数		全駐車台数( )×1/50(又は1/100+2)=( )		
(全駐車台数が200を超える場合は総数の1/100+2以上)		車いす使用者用駐車施設の数=( )		
ベビーカー又は荷物の出し入れ等に支障のないよう十分な幅を確保した駐車区画を設置する				
駐車場の案内標識には車いす使用者用駐車施設の位置を表示				
車いす使用者用駐車施設の仕様	1の項の出入口からの経路ができるだけ短くなる位置への設置			
	幅は350cm以上	幅 cm		
	見やすい方法で車いす使用者用駐車施設である旨を表示			
乗降スペースには雨よけを設置				
段の仕様	表面の仕様(滑りにくくつまずきにくい仕上げ)	仕上げ		
	幅は内法150cm以上	幅 cm		
	けあげ寸法16cm以下、踏面寸法30cm以上	けあげ cm・踏面 cm		
	両側に形状、位置及び材質に配慮した手すりの設置			
	回り段の禁止			
	表面の仕様(滑りにくい仕上げ)	仕上げ		
	踏面、けあげの仕様(識別しやすく、つまずきにくい構造)	色・明度・( )		
つえ、車いす及びベビーカーのキャスターが落ち込まない溝ぶたの設置				
車いす使用者用駐車施設に至る駐車場内の通路	幅員は180cm以上	幅員 cm		
	高低差がある場合は傾斜路又は車いす使用者用特殊構造昇降機の設置	傾斜路・昇降機		
	3m以上の高低差がある場合は車いす使用者用特殊構造昇降機等の設置			
	幅は内法150cm(段併設の場合120cm)以上	幅 cm		
	こう配は1/15以下	高さ cm、こう配1/		
高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置	高さ cmごと幅 cm			
同一平面で交差し、又は接続する場合、踏幅150cm以上の踊場の設置				

直接地上へ通ずる出入口からの通路の構造	傾斜路の構造	高さは3m未満			
		両側に形状、位置及び材質に配慮した手すりの設置(注17)			
		縁端部は転落を防止する構造			
		表面の仕様(滑りにくい仕上げ)	仕上げ		
		傾斜路の仕様(踊場、通路と識別しやすい構造)	色・明度・( )		
	出入口等に接する部分は水平とする				
	出入口等から車いす使用者用駐車施設の乗降スペースまでは雨よけを設置				
戸を設ける場合は自動又は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造の戸とし、その前後に高低差をつけない	自動・引戸・( )				

(注16) 機械式駐車場を除く。

(注17) 高さが16センチメートル以下又はこう配が20分の1以下の場合を除く。

7 敷地内の通路

ユニバーサルデザイン施設整備基準		内 容	適合	※	
表面の仕様(滑りにくく、つまずきにくい仕上げ)		仕上げ			
段の仕様	幅は内法150cm以上	幅 cm			
	けあげ寸法16cm以下、踏面寸法30cm以上	けあげ cm・踏面 cm			
	両側に形状、位置及び材質に配慮した手すりの設置				
	回り段の禁止				
	表面の仕様(滑りにくい仕上げ)	仕上げ			
	踏面、けあげの仕様(識別しやすく、つまずきにくい構造)	色・明度・( )			
つえ、車いす及びベビーカーのキャスターが落ち込まない溝ぶたの設置					
出入口から敷地の接する道等又は車いす使用者用駐車施設に至る敷地内の通路	幅員は180cm以上	幅員 cm			
	高低差がある場合は傾斜路又は車いす使用者用特殊構造昇降機の設置	傾斜路・昇降機			
	3m以上の高低差がある場合は車いす使用者用特殊構造昇降機等の設置				
	傾斜路の構造	幅は内法150cm(段併設の場合120cm)以上	幅 cm		
		こう配は1/15以下	高さ cm、こう配1/		
		高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置	高さ cmごと幅 cm		
		同一平面で交差し、又は接続する場合、踏幅150cm以上の踊場の設置			
		高さは3m未満			
		両側に形状、位置及び材質に配慮した手すりの設置(注18)			
		縁端部は転落を防止する構造			
	表面の仕様(滑りにくい仕上げ)	仕上げ			
	傾斜路の仕様(踊場、通路と識別しやすい構造)	色・明度・( )			
	出入口等に接する部分は水平とする				
出入口等から車いす使用者用駐車施設に至る通路には雨よけを設置					
高さ16cmを超える傾斜路を設ける場合は段を併設					
戸を設ける場合は自動又は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造の戸とし、その前後に高低差をつけない	自動・引戸・( )				
出入口から敷地の接する道等に至るそれぞれ1以上の敷地内の通路(注19)	誘導用床材の敷設又は音声誘導装置等の設置	誘導用床材 音声誘導装置等			
	車路に接する部分に注意喚起用床材の敷設				
	車路を横断する部分に注意喚起用床材の敷設				
	傾斜路及び段の上端に近接する部分に注意喚起用床材の敷設(注20)				
駐輪等のためのスペースの確保(注21)					

(注18) 高さが16センチメートル以下又はこう配が20分の1以下の場合を除く。

(注19) 車庫施設、教育訓練施設及び共同住宅等の場合を除く。

(注20) こう配が12分の1以下で高さが16センチメートル以下の傾斜路又はこう配が20分の1以下の傾斜路の場合を除く。

(注21) 付近に公共的な駐輪スペースが設置されている場合、前面道路が通常歩行者専用道路の場合等を除く。

8 観覧席及び客席

ユニバーサルデザイン施設整備基準		内 容	適合	※	
固定式の観覧席又は客席を設ける場合は車いす使用者用席を1以上設置		か所			
車いす使用者用の席は見る位置等に配慮すること					
固定式の観覧席又は客席を設ける場合は席と席の間隔に配慮すること					
車いす使用者用席の構造	幅85cm以上、奥行きは110cm以上	幅 cm奥行き cm			
	床は水平とする				
	床の表面の仕様(滑りにくい仕上げ)	仕上げ			
	席の後方に容易に出入りができ転回可能なスペースの確保	縦 cm×横 cm			
	近接した位置に介護者用の席を設置				
前面には、転落防止用の立ち上がりを設置					
室の出入口から車いす使用者用席に至る1以上の室内の通路	幅は内法120cm以上	幅 cm			
	傾斜路の構造	幅は内法120cm(段併設の場合90cm)以上	幅 cm		
		こう配は1/12(高さ16cm以下の場合1/8)以下	高さ cm、こう配1/		
		高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置	高さ cmごと幅 cm		
		形状、位置及び材質に配慮した手すりの設置(注22)			
		縁端部は転落を防止する構造			
表面の仕様(滑りにくい仕上げ)	仕上げ				

(注22) こう配が12分の1以下で高さが16センチメートル以下の場合を除く。

9 客 室(注23)

ユニバーサルデザイン施設整備基準		内 容	適合	※	
出入口の構造	幅は内法80cm以上	幅 cm			
	自動又は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造の戸 段差の解消	自動・引戸・( )			
床の表面の仕様(滑りにくい仕上げ)		仕上げ			
車いす使用者が円滑に利用できる十分な床面積の確保					
非常用通報装置の設置及びその点字表示					
非常警報装置の設置(音、光等)					
電気等のスイッチは、ワイド版等操作しやすいものとする					
車いす使用者が利用可能な便所の設置(共用部分に5の項に定める構造の便所が設けられている場合を除く。)	床の表面の仕様(滑りにくい仕上げ)		仕上げ		
	多機能便所の構造	車いす使用者が円滑に利用できる十分な床面積	幅 cm奥行き cm		
		腰掛便座の適切な配置			
		手すり等の適切な配置			
		出入口の幅は内法80cm以上	幅 cm		
		車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造の戸	自動・引戸・( )		
		操作が容易な便器洗浄ボタンの設置			
		片手で切れる等操作が容易な紙巻器の設置			
		背もたれの設置			
	非常用照明の設置				
段差の解消					
1以上の洗面器の構造	車いす使用者が利用しやすい高さ及び下部空間の確保				
	洗面器の周囲に手すりの設置(注24)				
	操作が容易な水栓器具の設置				
大きな鏡の設置					
車いす使用者が利用可能な浴室の設置(共用部分に10の項に定める)	幅は内法80cm以上	幅 cm			
	自動又は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造の戸	自動・引戸・( )			
	段差の解消				
床の表面の仕様(濡れても滑りにくい仕上げ)		仕上げ			

構造の浴室が設けられている場合を除く。	車いす使用者が円滑に利用できる十分な床面積	幅 cm 奥行き cm		
	段差の解消			
	浴槽、手すり等の適切な配置			
	操作が容易な水栓器具の設置			
	水栓器具に冷温水区分等を点字で表示			

(注23) 宿泊施設に1以上設ける。

(注24) 側面に壁等があり安定した姿勢を確保することができる場合又は寄り掛かることができる構造の洗面器の場合を除く。

## 10 浴室

ユニバーサルデザイン施設整備基準		内 容		適合	※	
多数の者が利用する1以上の浴室の構造	車いす使用者が利用可能な浴室 (注25)	男子用浴室 有・無	女子用浴室 有・無 男女共用浴室 有・無			
	床の表面の仕様 (濡れても滑りにくい仕上げ)	仕上げ	仕上げ			
	段差の解消	適合・不適合	適合・不適合			
	洗い場の出入口	幅は内法 <sup>のり</sup> 80cm以上	幅 cm	幅 cm		
		車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造の戸	自動・引戸・( )	自動・引戸・( )		
		段差の解消	適合・不適合	適合・不適合		
	脱衣所の出入口	幅は内法 <sup>のり</sup> 80cm以上	幅 cm	幅 cm		
		車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造の戸	自動・引戸・( )	自動・引戸・( )		
		段差の解消	適合・不適合	適合・不適合		
	浴槽、洗い場及び脱衣所に手すりの設置	適合・不適合	適合・不適合			
非常ボタンの設置	適合・不適合	適合・不適合				
1以上の操作が容易な水栓器具の設置	適合・不適合	適合・不適合				
1以上の水栓器具に冷温水区分等を点字で表示	適合・不適合	適合・不適合				
車いす使用者が円滑に利用できる高さの1以上の浴槽の設置	高さ cm	高さ cm				

(注25) 男子用及び女子用の区分があるときはそれぞれ1以上設ける。

## 11 更衣室及びシャワー室

ユニバーサルデザイン施設整備基準		内 容		適合	※
多数の者が利用する1以上の更衣室・シャワー室の構造	車いす使用者が利用可能な更衣室及びシャワー室 (注26)	男子用 有・無	女子用 有・無 男女共用 有・無		
	床の表面の仕様 (濡れても滑りにくい仕上げ)	仕上げ	仕上げ		
	段差の解消	適合・不適合	適合・不適合		
	車いす使用者が円滑に利用できる十分な床面積	幅 cm 奥行き cm	幅 cm 奥行き cm		
	腰掛台及び手すりの適切な配置	適合・不適合	適合・不適合		
	非常ボタンの設置	適合・不適合	適合・不適合		
	1以上の操作が容易な水栓器具の設置	適合・不適合	適合・不適合		
	1以上の水栓器具に冷温水区分等を点字で表示	適合・不適合	適合・不適合		
1以上の区画の出入口の幅は内法 <sup>のみ</sup> 80cm以上	幅 cm	幅 cm			

(注26) 男子用及び女子用の区分があるときはそれぞれ1以上設ける。

## 12 授乳場所及び遊び場

ユニバーサルデザイン施設整備基準		内 容	適合	※
授乳場所	円滑に授乳及びおむつの交換ができる場所の設置 (注27)			
	ベビーベッド及びいすの設置			
	湯沸器、流し台及びごみ箱の設置			
	廊下からの視線を遮るついで等の設置			
必要に応じ遊び場を設ける (注27)				

(注27) 多数の者の利用に供し、かつ、長時間滞在する施設に限る。

13 改札口及びレジ通路

ユニバーサルデザイン施設整備基準		内 容	適合	※
1以上の改札口又はレジ通路の構造	幅は内法 <sup>のり</sup> 90cm以上	幅 cm		
	車いす使用者が円滑に通過するために必要な水平面の確保			

14 公衆電話台

ユニバーサルデザイン施設整備基準		内 容	適合	※	
1以上の公衆電話台の構造	車いす使用者が利用しやすい高さ及び下部空間の確保				
	台の周囲に十分な水平面の確保				
	出入口の構造	幅は内法 <sup>のり</sup> 80cm以上	幅 cm		
		自動又は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造の戸段差の解消	自動・引戸・( )		

15 券売機等

ユニバーサルデザイン施設整備基準		内 容	適合	※
1以上の券売機等の構造	車いす使用者が利用しやすい場所に設置			
	車いす使用者に配慮した金銭投入口及び操作ボタンの高さ			
	点字による表示等視覚障害者が円滑に利用できる構造			
	出入口から券売機を経由して改札口に至る1以上の廊下等に誘導用床材の敷設			

16 カウンター及び記載台

ユニバーサルデザイン施設整備基準		内 容	適合	※
カウンター、記載台	一部は車いす使用者が利用しやすい高さ及び下部空間の確保			
	前面には車いす使用者が転回できるスペース確保			
	十分な明るさを確保			
	呼び出しを行う窓口等では、電光表示等聴覚障害者に配慮			

17 案内標示

ユニバーサルデザイン施設整備基準		内 容	適合	※	
案内板又は標示板の構造	誘導・位置・案内・規制の4種のサイン類を適所に配置				
	障害者、高齢者等が見やすく理解しやすい高さ、文字の大きさ等				
	必要に応じて、子ども、外国人等が見やすく理解しやすい表示等				
	主要な案内板の構造	インターホン設置、点字等の視覚障害者の円滑な利用に配慮した構造			
		多機能便所の位置を表示			
	立ち止まって見ることができると十分なスペース確保				

18 緊急時の設備

ユニバーサルデザイン施設整備基準		内 容	適合	※
	自動火災報知設備を設ける場合は必要に応じ点滅型誘導灯の設置			
	自動火災報知設備を設ける場合は必要に応じ誘導音装置付き誘導灯、光走行型誘導灯等の設置			
	非常口扉や防火戸のくぐり戸の有効幅員は80cm以上とし、容易に開けることができるもの			
	非常口扉や防火戸のくぐり戸は車いす使用者などの通行に支障がないよう下枠や段差をなくす			

- 注意 1 「内容」欄に例示のあるものは、該当するものに「○」をつけ、記入欄があるものは必要事項を記入してください。
- 2 「適合」欄には基準に適合していれば「○」を、不適合であれば「×」を、該当がなければ「\」を記入してください。
- 3 「※」欄は記入しないでください。



様式第2

(日本工業規格A4縦型)

ユニバーサルデザイン施設整備項目表(建築物以外の公共交通機関の施設)

施設の種類	用途
-------	----

1 改札口

ユニバーサルデザイン施設整備基準		内容	適合	※
1以上の改札口の構造	幅は内法 <sup>のり</sup> 90cm以上	幅 cm		
	車いす使用者が円滑に通過するために必要な水平面の確保			

2 通路等

ユニバーサルデザイン施設整備基準		内容	適合	※	
表面の仕様(滑りにくく、つまづきにくい仕上げ)		仕上げ			
段の仕様	両側に形状、位置及び材質に配慮した手すりの設置				
	回り段の禁止				
	表面の仕様(滑りにくい仕上げ)	仕上げ			
	踏面、けあげの仕様(識別しやすく、つまづきにくい構造)	色・明度・( )			
つえ、車いす及びベビーカーのキャスターが落ち込まない溝ぶたの設置					
改札口から各乗降場に 至るそれぞれ1以上の 通路等 (注1)	幅は内法 <sup>のり</sup> 180cm以上	幅 cm			
	高低差がある場合は傾斜路又は車いす使用者用特殊構造昇降機の設置	傾斜路・昇降機			
	エレベーターの出入口等に接する部分は水平とする				
	傾斜路の構造	幅は内法 <sup>のり</sup> 120cm(段併設の場合90cm)以上	幅 cm		
		こう配は1/12(高さ16cm以下の場合1/8)以下	高さ cm、こう配1/		
		高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置	高さ cmごと幅 cm		
		両側に形状、位置及び材質に配慮した手すりの設置(注2)			
		縁端部は転落を防止する構造			
表面の仕様(滑りにくい仕上げ)	仕上げ				
傾斜路の仕様(踊場、通路と識別しやすい構造)	色・明度・( )				
改札口から各乗降場に 至るそれぞれ1以上の通路 等	誘導用床材の敷設又は音声誘導装置等の設置	誘導用床材 音声誘導装置等			
	傾斜路及び段の上端に近接する部分に注意喚起用床材の敷設(注2)				
傾斜路及び他の交通機関への乗り換え部分(車寄せ等)にはひさし、雨よけ等を設置					

(注1) 4の項の昇降機が設置される場合は、それぞれ1以上の経路にその昇降路を含むこと。また、改札口は1の構造の改札口に限る。

(注2) こう配が12分の1以下で高さが16センチメートル以下の傾斜路又はこう配が20分の1以下の傾斜路の場合を除く。

3 階段(注3)

ユニバーサルデザイン施設整備基準		内容	適合	※
多数の者の 利用に供する 階段	幅は内法 <sup>のり</sup> 150cm以上	幅 cm		
	けあげ寸法16cm以下、踏面寸法30cm以上	けあげ cm・踏面 cm		
	両側に形状、位置及び材質に配慮した手すりの設置			
	視覚障害者を誘導する手すりの端部には点字表示			
	高齢者、障害者又は子どもの利用が多い施設は手すりを2段にする			
	主たる階段は回り段の禁止			
	表面の仕様(滑りにくい仕上げ)	仕上げ		
	踏面、けあげの仕様(識別しやすく、つまづきにくい構造)	色・明度・( )		
	十分な明るさを確保			
	階段の上端に近接する床の部分に注意喚起用床材の敷設	通路等・踊場		
階段室に車いす等の避難スペースを確保				

(注3) 階段の踊場を含む。

4 昇降機

ユニバーサルデザイン施設整備基準		内 容	適合	※	
改札口から乗降場に至る経路において、傾斜路等により解消できない段差がある場合はエレベーターの設置		基			
エレベーターの構造	主たる通路等に近接した位置に設置				
	かごの構造	床面積は2.09㎡以上	床面積 ㎡		
		奥行きは内法135cm以上	奥行き cm		
		車いすの転回に支障がない平面形状			
		停止予定階及び現在位置を表示する装置の設置			
		到着階及び出入口の戸の閉鎖を知らせる音声装置の設置			
		手すりの設置			
		車いす使用者がかご内の状況を確認できる鏡の設置			
		出入口の幅は内法90cm以上	幅 cm		
		車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置の設置			
		視覚障害者が円滑に操作できる上記以外の制御装置の設置			
		操作盤のボタンは押しボタン式			
		音及び光でボタンを押したことが分かる装置の設置			
	光電安全装置の設置				
	停電時等管制運転を備えたものは、管制運転時に音声及び文字で知らせる装置の設置				
	乗降口ピ어의構造	車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置の設置			
		視覚障害者が円滑に操作できる上記以外の制御装置の設置			
		乗降口ピ어의幅及び奥行きは内法180cm以上	幅 cm奥行き cm		
		到着するかごの昇降方向を知らせる音声装置の設置 (注4)			
到着するかごの昇降方向を表示する装置の設置					
操作盤のボタンは押しボタン式					
音及び光でボタンを押したことが分かる装置の設置					
出入口部分の床には注意喚起用床材を乗場ボタン側に寄せて敷設					

(注4) かご内に、かご及び昇降路の出入口の戸が開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合を除く。

5 便 所 (注5)

ユニバーサルデザイン施設整備基準		内 容	適合	※	
多機能便房の数は当該経路又は乗降場に設けられる便房総数の1/50以上(総数200を超える場合は総数の1/100+2以上)		便房総数( )×1/50(又は1/100+2)=( ) 多機能便房の数=( )			
床の表面の仕様(滑りにくい仕上げ)		仕上げ			
多機能便房のある便所の構造	多機能便房が設けられる便所 (注6)	男子用便所 有・無 女子用便所 有・無 男女共用便所 有・無			
	多機能便房の設置	か所	か所		
	1以上の男女共用の多機能便房の設置		か所		
	多機能便房の構造	車いす使用者が円滑に利用できる十分な床面積	幅 cm奥行き cm	幅 cm奥行き cm	
		腰掛便座の適切な配置	適合・不適合	適合・不適合	
		手すり等の適切な配置	適合・不適合	適合・不適合	
		出入口の幅は内法80cm以上	幅 cm	幅 cm	
		車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造の戸	自動・引戸・( )	自動・引戸・( )	
		出入口付近に、高齢者、妊産婦、乳幼児連れの人、オストメイト等車いす以外の人も利用できる旨を表示したピクトサインの設置	適合・不適合	適合・不適合	
		ベビーベッドの設置	適合・不適合	適合・不適合	

		非常ボタン(点字により表示し、かつ、音、光等で押した確認ができる機能付き)を適切な位置に設置	適合・不適合	適合・不適合	
		操作が容易な便器洗浄ボタンの設置	適合・不適合	適合・不適合	
		片手で切れる等操作が容易な紙巻器の設置	適合・不適合	適合・不適合	
		背もたれの設置	適合・不適合	適合・不適合	
		オストメイト対応設備の設置	適合・不適合	適合・不適合	
		非常用照明の設置	適合・不適合	適合・不適合	
	段差の解消		適合・不適合	適合・不適合	
	出入口付近に見やすい方法で多機能便房がある旨を表示		適合・不適合	適合・不適合	
1以上の洗面器の構造		車いす使用者が利用しやすい高さ及び下部空間の確保	適合・不適合	適合・不適合	
		洗面器の周囲に手すりの設置(注7)	適合・不適合	適合・不適合	
		操作が容易な水栓器具の設置	適合・不適合	適合・不適合	
		大きな鏡の設置	適合・不適合	適合・不適合	
男子用及び女子用便所にそれぞれ1以上の簡易型多機能便房を設置(注8)			適合・不適合	適合・不適合	
便房の出入口の幅は内法75cm以上					
便房の出入口の戸は、開き戸の場合には外開き					
便房には手荷物棚等を設置					
便房には洋服掛けフックを高さに配慮して設置					
便房には汚物入れを設置					
出入口付近に見やすい方法で男女別及び構造を視覚障害者がわかりやすい位置に点字による案内板等で表示					
必要に応じ幼児等に配慮した高さの洗面器を設置					
必要に応じ便房内、洗面器付近にベビーチェア又はベビーベッドを設置					
便器の数は原則として男女比を4:6とする					
便房が使用中であるか否かを分かりやすく表示					
男子用小便器を設ける場合は1以上の床置き小便器その他これに類する小便器の設置					

(注5) 改札口から乗降場に至る経路又は乗降場に多数の者が利用する便所を設ける場合に限る。

(注6) 男子用及び女子用の区分があるときはそれぞれ1以上設ける。

(注7) 側面に壁等があり安定した姿勢を確保することができる場合又は寄り掛かることができる構造の洗面器の場合を除く。

(注8) 簡易型多機能便房は、次の機能を有すること。ただし、多機能便房を設置した場合を除く。

(ア) 小型の手動車いす又はベビーカーと一緒に利用可能なスペース(正面から入る場合は奥行190センチメートル、幅90センチメートル及び出入口の幅80センチメートル程度、側面から入る場合は奥行220センチメートル、幅90センチメートル及び出入口の幅90センチメートル程度)を確保すること。

(イ) 腰掛け式便器、手すり及び操作しやすい便器洗浄ボタンを設けること。

(ウ) 出入口の段差を解消すること。

6 乗降場

ユニバーサルデザイン施設整備基準		内容	適合	※
乗降場の構造	表面の仕様(滑りにくい仕上げ)	仕上げ		
	縁端に近接する部分に注意喚起用床材の敷設			
	両端に近接する部分に注意喚起用床材の敷設			
	両端に近接する部分に転落防止のための柵の敷設			

7 案内標示

ユニバーサルデザイン施設整備基準		内容	適合	※
案内板又は標示板の構造	誘導・位置・案内・規制の4種のサイン類を適所に配置			
	障害者、高齢者等が見やすく理解しやすい高さ、文字の大きさ等			
	必要に応じて、子ども、外国人等が見やすく理解しやすい表示等			
	主要な案内板の構造	インターホン設置、点字等の視覚障害者の円滑な利用に配慮した構造 多機能便房の位置を表示 立ち止まって見ることができるような十分なスペース確保		

注意 1 「内容」欄に例示のあるものは、該当するものに「○」をつけ、記入欄があるものは必要事項を記入してください。  
2 「適合」欄には基準に適合していれば「○」を、不適合であれば「×」を、該当がなければ「\」を記入してください。  
3 「※」欄は記入しないでください。

様式第3

(日本工業規格A4縦型)

ユニバーサルデザイン施設整備項目表(道路)

施設の種類		用途		
歩道等				
ユニバーサルデザイン施設整備基準		内容	適合	※
歩道の構造	表面の仕様(滑りにくい仕上げ)	仕上げ		
	幅員は内法 <sup>幅員</sup> 200cm以上	幅員 cm		
	横断こう配は1%以下	横断こう配 %		
	巻き込み部分及び横断歩道と接する部分は車いす使用者が支障なく通過可能な構造			
	歩車道境界の段差は視覚障害者の識別性を確保し解消する			
	歩道に傾斜を生じさせる場合は、150cm以上の水平部分			
歩道等を横断する排水溝のふたは、つえ、車いす及びベビーカーのキャスターが落ち込まない構造				
公共交通機関の施設と視覚障害者の利用の多い施設とを結ぶ歩道等の構造	誘導用床材の敷設			
	注意喚起用床材の敷設			
	誘導用床材を敷設する場合は、必要に応じ啓発用床材を使用			
横断歩道橋	階段、傾斜路に手すりの設置			
	視覚障害者を誘導する手すりの端部には点字表示			
地下横断歩道	階段、傾斜路に手すりの設置			
	視覚障害者を誘導する手すりの端部には点字表示			
電柱、標識等の路上施設を設ける場合は、有効幅員を狭めない工夫				

- 注意 1 「内容」欄に例示のあるものは、該当するものに「○」をつけ、記入欄があるものは必要事項を記入してください。
- 2 「適合」欄には基準に適合していれば「○」を、不適合であれば「×」を、該当がなければ「\」を記入してください。
- 3 「※」欄は記入しないでください。

## 様式第4

(日本工業規格A4縦型)

## ユニバーサルデザイン施設整備項目表(公園等)

施設の種類	用途
-------	----

## 1 出入口

ユニバーサルデザイン施設整備基準		内容	適合	※
1以上の出入口の構造	表面の仕様(滑りにくい仕上げ)	仕上げ		
	幅は内法120cm以上	幅 cm		
	すりつけこう配は10%以下	%		
	段差の解消			
	車止め柵を設ける場合は有効幅員90cm以上	幅員 cm		

## 2 園路

ユニバーサルデザイン施設整備基準		内容	適合	※	
主要な園路のうち1の項の出入口に接する1以上の園路の構造	表面の仕様(滑りにくい仕上げ)	仕上げ			
	幅員は180cm以上	幅員 cm			
	縦断こう配は8%以下、横断こう配は水こう配程度	縦断こう配 %			
	4%以上の縦断こう配が50m以上続く場合は途中に150cm以上の水平部分	延長 mごと幅 cm			
	縁石切下げ部分の構造	幅員は120cm以上	幅員 cm		
		すりつけこう配は8%以下	%		
		段差の解消			
	園路を横断する排水溝のふたは、つえ、車いす及びベビーカーのキャスターが落ち込まない構造				
	階段の構造	傾斜路の併設			
		幅は内法120cm以上	幅 cm		
		両側に形状、位置及び材質に配慮した手すりの設置			
		表面の仕様(滑りにくい仕上げ)	仕上げ		
	傾斜路の構造	高低差250cm以内ごとに踏幅120cm以上の踊場の設置	高さ cmごと幅 cm		
		幅は内法90cm以上	幅 cm		
		縦断こう配は8%以下	縦断こう配 %		
高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置		高さ cmごと幅 cm			
表面の仕様(滑りにくい仕上げ)		仕上げ			
両側に形状、位置及び材質に配慮した手すりの設置(注1)					
縁端部は転落を防止する構造					
高さ16cmを超える傾斜路を設ける場合は段を併設					
出入口等、車止め及びスロープに接する部分は150cm以上の水平部分					
傾斜路及び段の上端に近接する部分に注意喚起用床材の敷設(注2)					

(注1) 高さが16センチメートル以下の場合を除く。

(注2) こう配が12分の1以下で高さが16センチメートル以下の傾斜路又はこう配が20分の1以下の傾斜路の場合を除く。

3 便 所 (注3)

ユニバーサルデザイン施設整備基準		内 容		適合	※	
床の表面の仕様(滑りにくい仕上げ)		仕上げ				
1以上の便所の構造	多機能便房が設けられる便所(注4)	男子用便所 有・無	女子用便所 有・無 男女共用便所 有・無			
	出入口の構造	幅は内法80cm以上	幅 cm	幅 cm		
		車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造の戸	自動・引戸・( )	自動・引戸・( )		
		段差の解消	適合・不適合	適合・不適合		
	多機能便房の設置		か所	か所		
	1以上の男女共用の多機能便房の設置			か所		
	多機能便房の構造	車いす使用者が円滑に利用できる十分な床面積	幅 cm奥行き cm	幅 cm奥行き cm		
		腰掛便座の適切な配置	適合・不適合	適合・不適合		
		手すり等の適切な配置	適合・不適合	適合・不適合		
		出入口の幅は内法80cm以上	幅 cm	幅 cm		
		車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造の戸	自動・引戸・( )	自動・引戸・( )		
		出入口付近に、高齢者、妊産婦、乳幼児連れの人、オストメイト等車いす以外の人も利用できる旨を表示したピクトサインの設置	適合・不適合	適合・不適合		
		ベビーベッドの設置	適合・不適合	適合・不適合		
		非常ボタン(点字により表示し、かつ、音、光等で押した確認ができる機能付き)を適切な位置に設置	適合・不適合	適合・不適合		
		操作が容易な便器洗浄ボタンの設置	適合・不適合	適合・不適合		
		片手で切れる等操作が容易な紙巻器の設置	適合・不適合	適合・不適合		
		背もたれの設置	適合・不適合	適合・不適合		
		オストメイト対応設備の設置	適合・不適合	適合・不適合		
	非常用照明の設置	適合・不適合	適合・不適合			
	段差の解消		適合・不適合	適合・不適合		
出入口付近に見やすい方法で多機能便房がある旨を表示		適合・不適合	適合・不適合			
1以上の洗面器の構造	車いす使用者が利用しやすい高さ及び下部空間の確保	適合・不適合	適合・不適合			
	洗面器の周囲に手すりの設置(注5)	適合・不適合	適合・不適合			
	操作が容易な水栓器具の設置	適合・不適合	適合・不適合			
	大きな鏡の設置	適合・不適合	適合・不適合			
男子用及び女子用便所にそれぞれ1以上の簡易型多機能便房を設置(注6)		適合・不適合	適合・不適合			
便房の出入口の幅は内法75cm以上						
便房の出入口の戸は、開き戸の場合には外開き						
便房には手荷物棚等を設置						
便房には洋服掛けフックを高さに配慮して設置						
便房には汚物入れを設置						
出入口付近に見やすい方法で男女別及び構造を視覚障害者がわかりやすい位置に点字による案内板等で表示						
必要に応じ幼児等に配慮した高さの洗面器を設置						
必要に応じ便房内、洗面器付近にベビーチェア又はベビーベッドを設置						
便房が使用中であるか否かを分かりやすく表示						
男子用小便器を設ける場合は1以上の床置き小便器その他これに類する小便器の設置						

(注3) 多数の者が利用する便所を設ける場合に限る。

(注4) 男子用及び女子用の区分があるときはそれぞれ1以上設ける。

(注5) 側面に壁等があり安定した姿勢を確保することができる場合又は寄り掛かることができる構造の洗面器の場合を除く。

(注6) 簡易型多機能便房は、次の機能を有すること。ただし、多機能便房を設置した場合を除く。

(ア) 小型の手動車いす又はベビーカーと一緒に利用可能なスペース(正面から入る場合は奥行190センチメートル、幅90センチメートル及び出入口の幅80センチメートル程度、側面から入る場合は奥行220センチメートル、幅90センチメートル及び出入口の幅90センチメートル程度)を確保すること。

(イ) 腰掛け式便器、手すり及び操作しやすい便器洗浄ボタンを設けること。

(ウ) 出入口の段差を解消すること。

4 駐 車 場 (注7)

ユニバーサルデザイン施設整備基準		内 容	適合	※
車いす使用者用駐車施設の数		全駐車台数( )×1/50(又は1/100+2)=( )		
(全駐車台数が200を超える場合は総数の1/100+2以上)		車いす使用者用駐車施設の数=( )		
駐車場の案内標識には車いす使用者用駐車施設の位置を表示				
車いす使用者用駐車施設の仕様	2の項の園路にできるだけ近く、当該園路に円滑に移動できる位置への設置			
	幅は350cm以上	幅 cm		
	見やすい方法で車いす使用者用駐車施設である旨を表示			

(注7) 機械式駐車場を除く。

5 案内表示等

ユニバーサルデザイン施設整備基準		内 容	適合	※
障害者、高齢者等に配慮した案内表示の設置				
必要に応じて誘導用床材及び注意喚起用床材の敷設				
主要な案内板の構造	点字等の視覚障害者の円滑な利用に配慮した構造			
	多機能便房の位置を表示			
	立ち止まって見ることができると十分なスペース確保			
誘導・位置・案内・規制の4種のサイン類を適所に配置				
必要に応じて、子ども、外国人等が見やすく理解しやすい表示等				

- 注意 1 「内容」欄に例示のあるものは、該当するものに「○」をつけ、記入欄があるものは必要事項を記入してください。
- 2 「適合」欄には基準に適合していれば「○」を、不適合であれば「×」を、該当がなければ「\」を記入してください。
- 3 「※」欄は記入しないでください。

様式第四の次に次の一様式を加える。

様式第5

(日本工業規格A4縦型)

ユニバーサルデザイン施設整備項目表(建築物以外の路外駐車場)

施設の種類	用途
-------	----

1 出入口

ユニバーサルデザイン施設整備基準		内容	適合	※
1以上の出入口の構造	幅は内法 <sup>のり</sup> 90cm以上	幅 cm		
	段差の解消			

2 車いす使用者用駐車施設

ユニバーサルデザイン施設整備基準		内容	適合	※
車いす使用者用駐車施設の数	は駐車場の全駐車台数の1/50以上 (全駐車台数が200を超える場合は総数の1/100+2以上)	全駐車台数( )×1/50(又は1/100+2)=( ) 車いす使用者用駐車施設の数=( )		
駐車場の案内標識には車いす使用者用駐車施設の位置を表示				
車いす使用者用駐車施設の仕様	1の項の出入口からの経路ができるだけ短くなる位置への設置			
	幅は350cm以上	幅 cm		
見やすい方法で車いす使用者用駐車施設である旨を表示				

3 駐車場内の通路

ユニバーサルデザイン施設整備基準		内容	適合	※		
1の項の出入口から車いす使用者用駐車施設に至る駐車場内の通路の構造	表面の仕様(滑りにくくつまずきにくい仕上げ)	仕上げ				
	段の仕様	幅は内法 <sup>のり</sup> 150cm以上	幅 cm			
		けあげ寸法16cm以下、踏面寸法30cm以上	けあげ cm・踏面 cm			
		両側に形状、位置及び材質に配慮した手すりの設置				
		回り段の禁止				
		表面の仕様(滑りにくい仕上げ)	仕上げ			
	つえ、車いす及びベビーカーのキャスターが落ち込まない溝ぶたの設置					
	1以上の通路の構造	幅員は180cm以上	幅員 cm			
		高低差がある場合は傾斜路又は車いす使用者用特殊構造昇降機の設置	傾斜路・昇降機			
		3m以上の高低差がある場合は車いす使用者用特殊構造昇降機等の設置				
		傾斜路の構造	幅は内法 <sup>のり</sup> 150cm(段併設の場合120cm)以上	幅 cm		
			こう配は1/15以下	高さ cm、こう配1/		
			高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置	高さ cmごと幅 cm		
			同一平面で交差し、又は接続する場合、踏幅150cm以上の踊場の設置			
			高さは3m未満			
両側に形状、位置及び材質に配慮した手すりの設置(注1)						
縁端部は転落を防止する構造						
表面の仕様(滑りにくい仕上げ)	仕上げ					
傾斜路の仕様(踊場、通路と識別しやすい構造)		色・明度・( )				
昇降機の出入口に接する部分は水平とする						

(注1) 高さが16センチメートル以下又はこう配が20分の1以下の場合を除く。

- 注意
- 「内容」欄に例示のあるものは、該当するものに「○」をつけ、記入欄があるものは必要事項を記入してください。
  - 「適合」欄には基準に適合していれば「○」を、不適合であれば「×」を、該当がなければ「\」を記入してください。
  - 「※」欄は記入しないでください。



◎佐賀県告示第四百六十六号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり当該指定居宅サービス事業を廃止した旨の届出があった。

平成十七年九月二日

佐賀県知事 古川 康

サービスの種類	名称	所在地	廃止年月日
通所介護	デイサービスセンター「むくむく」	鳥栖市轟木町一五八五番地一	平成一七・七・三十一

○ 公 告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定に基づく建設業の許可の取消しに係る処分（同項第4号に該当するものに限る。）を行ったので、同法第29条の5第1項の規定により次のとおり公告する。

平成17年9月2日

佐賀県知事 古川 康

処分をした年月日	被処分者の商号又は名称及び主たる営業所の所在地	被処分者の代表者の氏名及び許可番号	取り消した許可の内容	建設業法第12条の規定による届出のあった年月日
平成17年6月28日	有限会社川下建設 藤津郡太良町大浦戊744番地	川下 吉隆 佐賀県知事許可(般一12)第3590号	管工事業及び塗装工事業に関する一般建設業の許可	平成17年6月6日
平成17年6月29日	株式会社篠原工務店 鳥栖市高田町43番地1	篠原 英治 佐賀県知事許可(般一14)第6632号	電気工事業に関する一般建設業の許可	平成17年6月17日

平成17年6月29日	株式会社高尾組 鳥栖市飯田町447番地2	高尾 武男 佐賀県知事許可(般一13)第8770号	土木一式工事業に関する一般建設業の許可	平成17年6月15日
平成17年7月8日	有限会社アトラス 三養基郡みやき町原古賀5489番地1	中島 則彦 佐賀県知事許可(般一12)第9551号	土木一式工事業、とび・土工・コンクリート工事業及び舗装工事業に関する一般建設業の許可	平成17年7月5日
平成17年7月15日	土山組 佐賀市蓮池町大字蓮池286番地	土山 和憲 佐賀県知事許可(般一14)第7046号	土木一式工事業、建築一式工事業、とび・土工・コンクリート工事業及びしゅんせつ工事業に関する一般建設業の許可	平成17年6月23日
平成17年7月20日	石田工務店 東松浦郡玄海町大字有浦下3769番地3	石田 保 佐賀県知事許可(般一16)第1841号	土木一式工事業、建築一式工事業、とび・土工・コンクリート工事業及び舗装工事業に関する一般建設業の許可	平成17年6月2日
平成17年7月26日	株式会社野口組 佐賀市鍋島町大字八戸3201番地	野口 宏 佐賀県知事許可(般一12)第6671号	土木一式工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可	平成17年7月4日
平成17年7月28日	岩石木工所 佐賀市八戸町一丁目2番24号	岩石 春江 佐賀県知事許可(般一14)第8951号	建具工事業に関する一般建設業の許可	平成17年7月14日
平成17年7月28日	江口金属株式会社 杵島郡白石町大字築切4023番地5	江口 弘幸 佐賀県知事許可(般一16)第10138号	土木一式工事業、建築一式工事業、大工工事業、とび・土工・コンクリート工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、舗装工事業、しゅんせつ	平成17年7月11日

			工事業、内装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可
--	--	--	--------------------------------

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、伊万里市土地改良区から次のとおり役員が退任した旨届出があった。

平成17年9月2日

佐賀県知事 古川 康

役職名	氏名	住所	退任年月日
理事	哲三	伊万里市松浦町堤川1133番地3	平成17年7月1日
”	井本甚一郎	” 南波多町重橋1811番地	”

県営土地改良事業（ふるさと農道緊急整備）船田地区の計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供します。  
 なお、利害関係人でのこの土地改良事業計画に異議のあるものは、佐賀県知事に対して書面により異議申立てをすることができます。異議申立書は、平成17年10月19日までに佐賀県佐賀中部農林事務所（郵便番号849-0925 佐賀市八丁畷町8番地1）に提出してください。

平成17年9月2日

佐賀県知事 古川 康

- 1 縦覧に供する書類  
 県営土地改良事業（ふるさと農道緊急整備）船田地区の変更後の土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成17年9月5日から平成17年10月4日まで

- 3 縦覧の場所  
 小城市役所

○ 選挙管理委員会事項

●佐賀県選挙管理委員会告示第五十五号

選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成十七年九月二日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松尾 紀 男

- 一 日時 平成十七年九月十四日 午前十一時三十分

- 二 場所 佐賀県庁（正庁）

三 議題

- (一) 第四十四回衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の結果につ

らう

- (二) その他

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)  
 申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十七年九月二日印刷及び発行  
 発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日  
 印刷所 株式会社古川総合印刷

